

下記の工事について、事後審査型制限付き一般競争入札をおこなうので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

平成29年6月28日

可児市長 富田 成輝

1 入札に関する事項

- (1) 契約番号 1-35
- (2) 工事名称 可児市消防団消防車庫第3分団第4部新築工事
- (3) 工事場所 東帷子 地内
- (4) 工事概要
建築工事 一式
・新築建物(S造、2階建て、約90.0㎡)×1棟
・ホース乾燥塔×1基
・消防団員用駐車場等整備
・解体建物(RC造、平屋建て、約54.8㎡)×1棟
電気設備工事 一式
機械設備工事 一式
- (5) 工期 契約締結日 から 平成29年12月15日 まで
- (6) 予定価格 ¥32,092,200 円 (消費税及び地方消費税を含む)
- (7) 基準価格 有 (失格判断基準 有)
- (8) 制限価格 無
- (9) この工事は、電子入札システム(市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)でおこなう対象工事です。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること(以下「紙入札方式」という。)ができます。

2 入札参加資格

必要な建設業の許可	
特定・一般 (建築工事業)	
業種及び総合点数	
本工事の公告日における建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する建築一式工事に係る最新の経営事項審査の総合評定値(可児市発注者別評価点を含む)が700点以上あること。	
施工実績に関する条件	
本工事の公告日における最新の経営事項審査に係る建築一式工事の平均完成工事高が予定価格以上ある者、又は平成14年4月以降に官公庁が発注した建築一式工事(新築、増築又は改修)を元請けとして施工(引渡し済み)した実績のある者	
配置技術者に関する条件	
対象工事に建設業法第19条の2に基づく現場代理人を置くとともに、同法第26条の規定に従い、この工事に対応する主任技術者又は監理技術者を適切に施工現場に配置し、所定の工期内に安全に施工できること。	

ただし、現場代理人は主任技術者又は監理技術者と兼ねることができます。

事業所の所在地に関する条件	
可児市内に本店を有すること。	
設計業務等の受託者等	
ア本工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。 株式会社 三宅設計 イ当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは、次の 又は に該当する者です。 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。	
その他の条件	
入札公告共通事項[事後審査型]に示すとおりとします。	

3 担当課

区分	担当課名	電話番号	住所
入札担当課	可児市総務部管財検査課	0574-62-1111 (内線) 3254	〒509-0292 可児市広見1-1
工事担当課	建設部施設住宅課	0574-62-1111 (内線) 2235	〒509-0292 可児市広見1-1

4 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の閲覧	平成29年6月28日 (水) 午後1時から 平成29年7月6日 (木) 午後5時まで	可児市ホームページ又は電子入札システムよりダウンロード
質疑の受付	平成29年6月28日 (水) 午後1時から 平成29年7月5日 (水) 午後4時まで	電子メールで受付 メールアドレス: kanzai@city.kani.lg.jp
回答書の閲覧	平成29年7月6日 (木) 午前9時から	可児市ホームページに掲載
入札参加申請	平成29年6月28日 (水) 午後1時から 平成29年7月6日 (木) 午後4時まで	電子入札システムによる申請 一般競争入札参加申請書を添付 紙入札方式の場合、上記添付書類 (要押印)を入札担当課まで持参
参加資格の確認	平成29年7月10日 (月) 午前9時から	電子入札システムによる
入札書提出受付	平成29年7月11日 (火) 午前9時から 平成29年7月12日 (水) 午後4時まで	電子入札システムによる
開 札	平成29年7月13日 (木) 午前9時25分から	可児市役所4階第4会議室
落札候補者の確認 資料提出期限	平成29年7月18日 (火) 午後5時まで	入札担当課まで持参 確認資料: 様式第3号、様式第3-2号、 様式第3-3号

紙入札方式の場合は、持参を認めますが郵送又は電送によるものは受け付けません(期間・期日は同じ)。
確認資料は、「事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書提出要領」に従って提出してください。